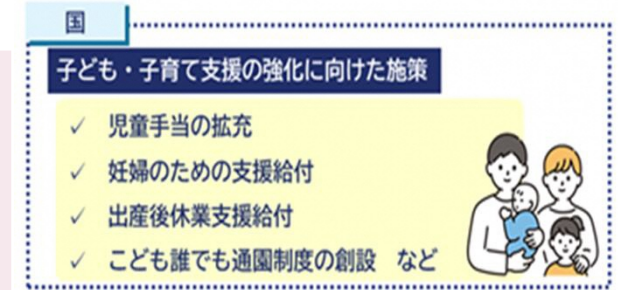


令和8年度保険料（子ども・子育て支援納付金分）の算定結果等について

- ◆ 令和8年度より、子ども・子育て支援法に基づき、全ての医療保険制度（被用者保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度）の加入者等に対し、医療保険等の保険料に加えて「子ども・子育て支援納付金分」（以下「子ども分」という。）の拠出を求める仕組みが、国の制度としてスタートします。
- ◆ 大阪府においては、国民健康保険料の水準を完全統一していることから、新たに追加される子ども分について、大阪府国民健康保険運営方針に追記し、令和7年12月25日に改定を行うとともに、令和8年度大阪府国民健康保険料率（子ども分）について、以下のとおり算定しましたので、併せて報告いたします。

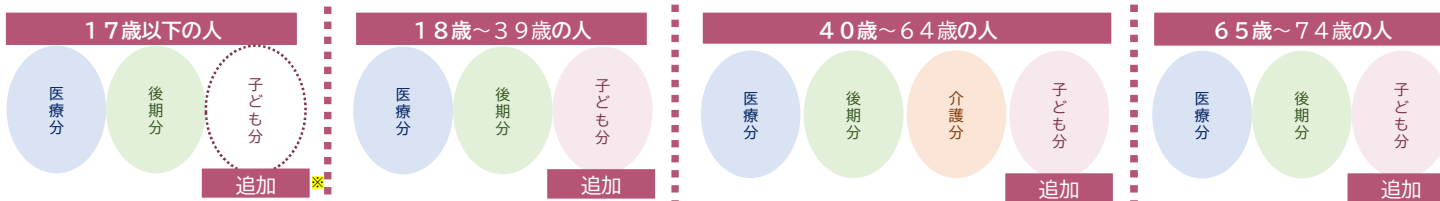
■ 子ども・子育て支援金制度の概要

- 「子ども・子育て支援金制度」は、子ども未来戦略に基づき、児童手当の拡充や保育サービスの充実など、抜本的な支援を行うための安定した財源を確保するため、令和6年6月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、「子ども・子育て支援金制度」が創設。
- 子ども・子育て支援金制度は、この財源の一部に充てるための特定財源として、医療保険の加入者や事業主の方々を含む全世代・全経済主体から、世代を超えて社会全体で子育てを支えるため、医療保険料とあわせて所得に応じて拠出を求める仕組み。
- そのため、国民健康保険を含む全ての医療保険者は、子ども・子育て支援法に基づき、新たに「子ども・子育て支援納付金分」（以下「子ども分」という。）を被保険者から徴収し、国に納付することが義務付け。



■ 令和8年度以降の保険料の構成

- 令和7年度以前の保険料は、医療分（医療費に充てる分）、後期高齢者支援金分（後期高齢者の医療費に充てる分）及び介護納付金分（介護費に充てる分）で構成されているが、**令和8年度以降**は、これらに加えて、**子ども分が新たに追加**※。 ※ 子ども分に係る賦課方式は、介護分と同様に「二方式」とする。



- ※ 17歳以下の場合、子育て世帯の負担が増えないよう、被保険者数に応じて課される分については**10割軽減が適用**される。一方で、アルバイト等による所得が一定の水準を超える場合は、その所得に応じた賦課が生じる。17歳以下の人で所得のある方は限られるため、点線囲いに表示。

■ 令和8年度大阪府統一保険料（子ども分）

- 国が示す係数等に基づき、令和8年度の保険料算定を実施した結果、一人当たり保険料（子ども分）は年額**3,219**円（月額約**268**円）に決定。
- 今後、子ども分に係る保険料は、今後、令和10年度までに間において、段階的に引き上げられる予定。

【参考】 こども家庭庁による試算結果

一人当たり月額	令和8年度見込額	令和9年度見込額	令和10年度見込額
全医療保険制度平均	250円	350円	450円
被用者保険	300円	400円	500円
国民健康保険	250円	300円	400円
後期高齢者医療制度	200円	250円	350円

※ 令和6年3月29日付けこども家庭庁支援金準備室「子ども・子育て支援金制度における給付と拠出の試算について」抜粋。

■ 子ども・子育て支援金制度にかかる広報

- 令和7年12月に府ホームページに、制度に関する周知ページを開設。今後、令和8年3月発行の「府政だより」に、令和8年度保険料率のお知らせと併せて、制度に関する記事を掲載予定。
- さらに、府との共同事業として、各市町村においても「府政だより」の記事を活用等した広報の取組を実施予定
- 令和8年度においても、継続的な広報により理解を求めていく。

